

NPO法人 夢工人 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 夢工人 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県宇土市松原町199番地11に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く住民に対して、まちづくり、観光、農山漁村、文化・芸術の振興及び情報化の発展を図る活動等における、個人及び団体の理想像の実現を支援する事業を行い、潤いのある活力に満ちた、心豊かで元気な地域を創造し、広く社会の公益に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 情報化社会の発展を図る活動
- (8) 経済活動の活性化を図る活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域資源を活かした地域活性化事業
- (2) 自己実現を支援する事業
- (3) 自治体・公共機関からの受託事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本

人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において

同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び活動予算の変更
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、他の特定非営利活動法人、公益社団法人又は公益財団法人に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	木下洋介
副理事長	浦津龍次
理事	福島奈津美
監事	前田美佳
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成28年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成27年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

種 別	入会金	会 費 (年額)	
正会員	個人会員	とらない。	3,000円
	団体会員	とらない。	5,000円
賛助会員	個人会員	とらない。	1,000円
	団体会員	とらない。	3,000円

役員名簿

NPO法人 夢工人

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	木下 洋介		無
理事 (副理事長)	浦津 龍次		無
理事	福島 奈津美		無
監事	前田 美佳		無

設立趣旨書

1 趣旨

私たちは、高度成長期以来、経済的豊かさだけを追い求めてきたように思います。その結果、公害や放射線被害という大きな社会問題を引き起こすことになりました。そして、その間には、「人間としての大切なやさしさ」や、「思いやる心」を失いかけて来たのではないのでしょうか。

今こそ、“心を育て、地域のコミュニティを再構築し、社会を元気にする”必要性を強く感じています。

平成18年の3月、自らの力で地域活性化を図るため「なんなつと船場祭」のイベントを開催することになり、これを契機に、「財断方人 独里ごつの会」が発足しました。同年4月には「宇土城お城祭り」を、翌年にも「第2回宇土城お城祭り」を開催しました。平成20年から会場を変えて、「おどろき！轟！ふるさとフェスタ」を開催し、地域が元気を取り戻すよう、団体や職域を越えて、個人の資格で当日の役割分担まで会員一人ひとりが情熱を注ぎました。

また、この会はこれまであきらめていた個人や地域の夢を、会員の力で現実のものにしようと、自己実現を支援する団体として進化して行きました。

ところが、本会のリーダー的存在でありました前田史朗さんが、平成24年11月に逝去され活動が中断し、「財断方人 独里ごつの会」も解散しました。

しかし、昨年11月に「前田史朗メモリアルコンサート」を盛大に開催し、故人の意思を受け継いで、地域の活性化のため主体的に取り組まなければならないと、新たに会員が集結し、再び活動を起すことになりました。

屋号は、“夢の実現を支援する人々”という意味で「夢工人」と名付けました。

「夢工人」は、広く住民に対して、まちづくり、観光、農山漁村、文化・芸術の振興及び情報化の発展を図る活動等における、個人及び団体の理想像の実現を支援する事業を行い、潤いのある活力に満ちた、心豊かで元気な地域を創造し、広く社会の公益に寄与することが目的です。

しかし、会社や任意団体では目的達成のための活動に制約や問題点も多く、NPO法人の法人格を取得することが、実現へ向けての第一歩だと考え、今回「NPO法人 夢工人」を設立することに至りました。

2 申請に至るまでの経緯

平成18年3月 「財断法人 独里ごつの会」設立。地域活性化の活動を始める。

平成18年3月 「なんなつと船場祭」を主催。4月「宇土城お城まつり」主催

平成19年4月 「おどろき！轟！ふるさとフェスタ」主催。

この間 宇土市教育委員会主催「網田焼の里資料館祭り」、商工会主催「100円祭」「アジサイ展」等、主に行政主催等のイベントを支援する。

平成24年5月 「財断方人 独里ごつの会」解散

平成25年11月 会の再結成を確認

平成26年3月 よりしっかりとした基盤を持つ活動を展開するため、上記趣旨に賛同を得た4人で発起人会を設立。

平成26年4月 設立趣旨書その他総会資料作成のため発起人会開催

平成26年5月 総会を開催し、法人設立を議決。以降今日に至る。

平成26年5月3日

法人名 NPO法人 夢工人
設立代表者

木下洋介 

初年度事業計画書

法人設立の日から平成27年3月31日まで

法人名：NPO法人 夢工人

1 事業実施の方針

広く住民に対して、まちづくり・観光・農山漁村・文化・芸術の振興及び情報化の発展を図る活動における、個人及び団体の理想像の実現を支援する事業を行い、潤いのある活力に満ちた、心豊かで元気な社会を創造し、広く社会の公益に寄与する活動を行う。

初年度は、会員の拡大と運営資金の増加に努め、収益事業は原則行わず、将来に向けた事業に関して調査研究を行い、積極的にボランティア活動を行う。

○「地域資源を活かした地域活性化事業」の実施にあたり、初年度は、地域コミセンを活用したコンサートの自主事業を実施する。また、地域らしい商品・サービスの提供に向けては情報の収集などを行い次年度以降に向けて調査・研究を行う。

○「自己実現を支援する事業」の実施にあたり、初年度は、商工会等のイベントを積極的に支援する。また、個人・団体等の自己実現の支援については、情報収集や支援の方法について研究する。

○「自治体・公共機関からの受託事業」の実施にあたり、初年度は、行政主催のイベントに積極的に協力する。また、将来を見据えた指定管理業務や行政とNPOとの協働について情報収集や調査研究さらに研修等も行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定時期	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
(1) 地域資源を活かした地域活性化事業	コンサート等イベントの開催等 (自主事業の実施)	10月	宇土市 花園 コミセン	4	宇土市内外の 住民 約100名	85
	地域らしい商品・サービスの提供に向けての調査・研究	通年	宇土市内	2	不特定多数	
(2) 自己実現を支援する事業	商工会イベントの支援等 (他団体事業の支援)	10月 1月	宇土市内	3	不特定多数	3
	個人・団体の自己実現の支援に向けての調査・研究	通年	宇土市内	2	不特定多数	
(3) 自治体・公共機関からの受託事業	行政主催イベントへの協力	11月 3月	宇土市内	3	宇土市民 約50名	3
	指定管理業務等の受託に向けての研修	通年	宇土市内	3	不特定多数	

翌年度事業計画書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

法人名：NPO法人 夢工人

1 事業実施の方針

広く住民に対して、まちづくり・観光・農山漁村・文化・芸術の振興及び情報化の発展を図る活動における、個人及び団体の理想像の実現を支援する事業を行い、潤いのある活力に満ちた、心豊かで元気な社会を創造し、広く社会の公益に寄与する活動を行う。

平成27年度は、前年度の調査研究を基礎に次年度の本格的な活動に関してさらに会員の拡大と運営資金の増加に努める。本法人の活動についての情報も発信していく。前年同様に、収益事業は原則行わず、積極的にボランティア活動を行う。

○「地域資源を活かした地域活性化事業」の実施にあたり、27年度は、宇土市を代表するロケーションの良い場所を選定し、そこを会場にコンサートの自主事業を実施する。また、地域らしい商品・サービスの提供については、前年度の調査・研究をもとに、次年度に向け企画・提案を行う。

○「自己実現を支援する事業」の実施にあたり、27年度も、商工会等のイベントを積極的に支援する。また、個人・団体等の自己実現の支援については、さらに情報収集や支援の方法について研究する。

○「自治体・公共機関からの受託事業」の実施にあたり、27年度も、行政主催のイベントに積極的に協力する。また、次年度を見据えた指定管理業務や行政とNPOとの協働について情報収集や調査研究さらに研修等も行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定時期	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
(1)地域資源を活かした地域活性化事業	コンサート等イベントの開催等 (自主事業の実施)	10月	宇土市内	3	宇土市内外の住民 約100名	132
	地域らしい商品・サービスの提供に向けての調査・研究	通年	宇土市内	2	不特定多数	
(2)自己実現を支援する事業	商工会イベントの支援等 (他団体事業の支援)	年4回	宇土市内	3	不特定多数	3
	個人・団体の自己実現の支援に向けての調査・研究	通年	宇土市内	2	不特定多数	
(3)自治体・公共機関からの受託事業	行政主催イベントへの協力	11月 3月	宇土市内	3	宇土市民 約50名	6
	指定管理業務等の受託に向けての研修	通年	宇土市内	3	不特定多数	

初年度 活動予算書

法人設立の日から平成27年3月31日まで

法人名：NPO法人 夢工人

	科目	金額		
I	経常収益			
	1 受取会費			
	正会員（個人） 3,000円×20名	60,000		
	正会員（団体） 5,000円×2名	10,000		
	賛助会員（個人） 1,000円×20名	20,000		
	賛助会員（団体） 3,000円×2名	6,000	96,000	
	2 受取寄付金	30,000	30,000	
	3 受取助成金等	0	0	
	4 事業収益			
	地域資源を活かした地域活性化事業収益	0		
	自己実現を支援する事業収益	0		
	自治体・公共機関からの受託事業収益	0	0	
	5 その他収益			
	受取利息	0		
	雑収益	0	0	
	経常収益計			126,000
II	経常費用			
	1 事業費			
	(1) 人件費			
	人件費計	0		
	(2) その他経費			
	・通信運搬費	3,000		
	・消耗品費	10,000		
	・謝金	50,000		
	・賃借料	20,000		
	・保険料	6,000		
	・支払手数料	1,000		
	・会議費	1,000		
	その他経費計	91,000		
	事業費計		91,000	
	2 管理費			
	(1) 人件費			
	人件費計	0		
	(2) その他経費			
	・通信運搬費	1,000		
	・消耗品費	5,000		
	・会議費	3,000		
	その他経費計	9,000		
	管理費計		9,000	
	経常費用計			100,000
	当期正味財産増減額			26,000
	設立時正味財産額			0
	次期繰越正味財産額			26,000

活動予算書の注記(初年度)

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	特定非営利に係る事業			合計
	地域資源を活かした地域活性化事業費	自己実現を支援する事業費	自治体・公共機関からの受託事業費	
(1) 人件費				
人件費計	0	0	0	0
(2) その他経費				
・通信運搬費	3,000	0	0	3,000
・消耗品費	8,000	1,000	1,000	10,000
・謝金	50,000	0	0	50,000
・賃借料	20,000	0	0	20,000
・保険料	2,000	2,000	2,000	6,000
・支払手数料	1,000	0	0	1,000
・会議費	1,000	0	0	1,000
その他経費計	85,000	3,000	3,000	91,000
合計	85,000	3,000	3,000	91,000

翌年度 活動予算書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

法人名：NPO法人 夢工人

	科目		金額	
I	経常収益			
	1 受取会費			
	正会員（個人） 3,000円×25名	75,000		
	正会員（団体） 5,000円×2名	10,000		
	賛助会員（個人） 1,000円×20名	20,000		
	賛助会員（団体） 3,000円×2名	6,000	111,000	
	2 受取寄付金	100,000	100,000	
	3 受取助成金等	0	0	
	4 事業収益			
	地域資源を活かした地域活性化事業収益	0		
	自己実現を支援する事業収益	0		
	自治体・公共機関からの受託事業収益	0	0	
	5 その他収益			
	受取利息	0		
	雑収益	0	0	
	経常収益計			211,000
II	経常費用			
	1 事業費			
	(1) 人件費			
	人件費計	0		
	(2) その他経費			
	・通信運搬費	3,000		
	・消耗品費	10,000		
	・謝金	100,000		
	・賃借料	20,000		
	・保険料	6,000		
	・支払手数料	1,000		
	・会議費	1,000		
	その他経費計	141,000		
	事業費計		141,000	
	2 管理費			
	(1) 人件費			
	人件費計	0		
	(2) その他経費			
	・通信運搬費	1,000		
	・消耗品費	5,000		
	・会議費	3,000		
	その他経費計	9,000		
	管理費計		9,000	
	経常費用計			150,000
	当期正味財産増減額			61,000
	前期繰越正味財産額			26,000
	次期繰越正味財産額			87,000

活動予算書の注記（翌年度）

1. 重要な会計方針
 活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）
 によっています。

- (1) 消費税等の会計処理
 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	特定非営利に係る事業			合 計
	地域資源を活かした地域 活性化事業費	自己実現を支援する事業 費	自治体・公共機関からの 受託事業費	
(1) 人件費				
人件費計	0	0	0	0
(2) その他経費				
・通信運搬費	2,000	0	1,000	3,000
・消耗品費	7,000	1,000	2,000	10,000
・謝金	100,000	0	0	100,000
・賃借料	20,000	0	0	20,000
・保険料	2,000	2,000	2,000	6,000
・支払手数料	1,000	0	0	1,000
・会議費	0	0	1,000	1,000
その他経費計	132,000	3,000	6,000	141,000
合 計	132,000	3,000	6,000	141,000